

令和6年度  
第2回一宮市農業委員会総会  
議 事 録

と き：令和6年5月28日（火）

と ころ：一宮市役所木曾川庁舎3階

第3研修室

一宮市農業委員会

## 一宮市農業委員会 第2回総会 議事録

令和6年5月28日（火）開催

### <議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の  
状況その他事務の実施状況の公表について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 現況証明報告について

### <出席委員>

（農業委員：15名）

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 （欠席）

8番 佐野 正実

9番 （欠席）

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 （欠席）

16番 星野 幸代

17番 （欠席）

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

（農地利用最適化推進委員：13名）

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏
5番 (欠席)	6番 柴山 守男
7番 木全 博	8番 浅井 孝義
9番 (欠席)	10番 (欠席)
11番 (欠席)	12番 後藤 充治
13番 梶田 政弘	14番 森 義光
15番 市川 隆久	16番 大宮 憲治
17番 川井 達朗	

<欠席委員>

(農業委員：4名)

7番 近藤 篤誼	9番 岩田 健司
15番 浅野 富士男	17番 成瀬 宏満

(農地利用最適化推進委員：4名)

5番 重松 健三	9番 安田 正雄
10番 立山 克生	11番 青山 豊

<事務局>

事務局長 長谷川 明	専任課長 角田 篤彦
課長補佐 近藤 周二	課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第2回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっております。

ますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第2回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中15名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。8番 佐野正実委員さん、10番 酒井正明委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

お手元にお配りしました資料の右肩に「別紙様式5」と書いてある冊子をご覧ください。第1号議案「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況等の公表（案）」について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日現在の状況で記載しています。2ページをお願いします。

「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、①現状及び課題にありますとおり、管内の農地面積2,750ha、これまでの集積面積94ha、集積率は3.4%です。②目標では、令和5年度の新規集積面積40haに対し、③令和5年度末の集積面積の実績は4.2haでした。「(2)遊休農地の発生防止・解消」につきましては、直近の利用状況調査により判明した遊休農地は、①現状及び課題にありますとおり14.1haでした。うち緑区分

の遊休農地は同じく 14.1ha です。黄区分の遊休農地はありません。この緑区分とは、草刈等により耕作可能となる遊休農地のことで、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地のことです。3ページをお願いします。③実績の令和5年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.8haでした。4ページをお願いします。「(3)新規参入の促進」につきましては、③実績として2経営体を確保することができました。次に、「2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定しています。「(2)活動強化月間の設定」につきましては、年3回(6月、1月、2月)農地パトロール活動の強化、農地所有者等の意向把握活動の強化となっております。5ページをお願いします。「(3)新規参入相談会への参加」につきましては、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾の担い手育成コース説明会へ出席し、新規就農者に対し相談活動を行いました。この説明会は、令和5年5月に開催され、浅野前会長さんにご参加いただきました。次に「推進委員等の点検・評価結果」については、国の審査基準に合わせた結果でございます。6ページをお願いします。

「Ⅲ事務の実施状況」の「1総会、部会の開催実績」については、令和5年度は改選により7月に総会を2回開催したため、年13回の開催がありました。

「2農地法第3条に基づく許可事務」では、1年間の処理件数は、102件でした。

「3農地転用に関する事務」では、1年間の処理件数は、309件でした。「4違反転用への対応」につきましては、令和6年3月現在で、0.3haで、国に報告している数値となります。主に浅井町、西成地区に相当以前からある産廃の山になっている案件です。解決に向けた動きは特になく、現地確認、現状把握をするにとどまっております。違反転用解消のため、農業委員・推進委員による日常的な農地パトロール等を実施し、早期発見に努めました。

令和5年度の実施状況の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。この案件につきましては、農地利用最適化推進委員の方もご意見があればご発言願います。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【熊澤議長】**

挙手多数と認めます。よって、第1号議案「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転3件です。詳細は、2ページをご覧ください。

11番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。12番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。13番につきましては、法定相続人以外の方への特定遺贈により所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可3件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は4ページをご覧ください。

1番につきましては、農家住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。提出議案の9ページをご覧ください。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は、10ページをご覧ください。

1番につきましては、分家住宅を建築するため、令和6年4月19日付けにて許可を受けましたが、夫婦の共有名義に変更するため、再度転用の申請を行うものです。今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、7ページの議案第3号29番として上程されております。つづきまして、提出議案の5ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転6件、賃借権設定1件、使用貸借権設定6件です。詳細は、6ページから8ページとなります。

6ページの22番から7ページの31番につきましては、分家住宅を建築するものです。以上、10件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。8ページの32番、33番につきましては駐車場、34番につきましては資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第5条許可13件及び事業計画変更承認願い1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の11ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、12ページをご覧ください。

1番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。まず、議案第6号1番から3番につきましては、坂井利弘委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参加できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますの

で宜しく申し上げます。

<坂井利弘委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第6号1番から3番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第6号1番から3番について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。ページをめくりまして、15ページをご覧ください。1番から3番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画3件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号1番から3番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<坂井利弘委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

次に、議案第6号4番から9番につきましては、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参加できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきます。

すので宜しくお願いします。

<江寄正雄委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第6号4番から9番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第6号権利設定の4番から9番について、ご説明申し上げます。提出議案の15ページをご覧ください。4番から9番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画6件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号4番から9番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<江寄正雄委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第6号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

引き続き、議案第6号についてご説明申し上げます。15ページの10番か

ら16ページの15番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画6件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

**【熊澤議長】**

挙手全員と認めます。よって、議案第6号10番から15番については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「買受適格証明願（5条届出）報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

**【近藤課長補佐】**

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの3件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページの所有権移転22件、使用貸借権設定3件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）報告についてです。今月の報告は、10ページから13ページの20件です。

14ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、15ページから16ページの6件です

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

**【熊澤議長】**

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

**【熊澤議長】**

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

**【熊澤議長】**

それでは、以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時30分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長            熊澤 宣明

署名者           佐野 正実

署名者           酒井 正明